

産情発 0602 第 1 号
令和 7 年 6 月 2 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」等の施行に伴う再生医療等の安全性の確保等に関する法律等の一部改正について

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）により、新たに「拘禁刑」が創設され、令和 7 年 6 月 1 日より施行されました。

同法の施行に伴い、下記のとおり、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）により、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）及び臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が改正され、また、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和 7 年厚生労働省令第 62 号）により、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 110 号）を改正し、令和 7 年 6 月 1 日より施行しましたので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう御配慮願います。

なお、改正の内容の詳細は別紙のとおりですので、併せて周知の程よろしくお願いいたします。

以下のとおり、左欄に掲げる改正対象法令の右欄に掲げる規定中、「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」と改める。

改正対象法令	規定
再生医療等の安全性の確保等に関する法律	第 35 条第 4 項第 2 号及び第 59 条から第 61 条まで
臨床研究法	第 24 条第 1 号、第 39 条及び第 40 条
再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	様式第 14、様式第 19、様式第 22、様式第 25 及び様式第 27